

マイナンバー制度と 弁護士のかかわり

平成27年10月よりマイナンバーの通知が開始され、平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始される。筆者は、平成23年より26年まで約3年半にわたって、内閣官房、そして内閣府の外局である特定個人情報保護委員会に出向し、マイナンバー制度の立案、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律）の立法を担当してきた。マイナンバーに関する報道も書籍も数が多いが、弁護士とマイナンバーのかかわりについて論じたものは少ない。そこで本稿では、マイナンバー制度と弁護士がどのようにかかわっていくのか、弁護士実務を踏まえて解説していく。



水町 雅子 (61期)
●Masako Mizumachi
当会会員
・元内閣官房社会保障改革担当室
参事官補佐
・前特定個人情報保護委員会
上席政策調査員

1 マイナンバーの流れ

マイナンバー制度の主眼は、行政機関、自治体などの官でマイナンバーを活用し、正確な行政事務を行うこと、情報授受を行うことである。したがって、マイナンバーとその他の個人情報を多数取り扱うのは、行政機関や自治体などの官である。

もっとも、マイナンバーを官が活用するためには、行政手続を行う個人や民間事業者等においても、マイナンバーが利用される必要がある。例えば、税務署がマイナンバーを活用するためには、確定申告書などにマイナンバーを記載させることで、誰がいくら支払を受けたと申告しているかを把握する。また支払を受けた側だけではなく、支払を行った側からも、誰にいくら支払を行ったかを給与所

得の源泉徴収票やその他の法定調書に記載させ、その提出を受ける。これにより税務署は、支払を受けた側からの申告と、支払を行った側からの調書をマイナンバーで突合することができ、申告内容の正確性を効率的にチェックすることができるようになる。これに伴い一般個人は、税務署に対し、申告等を行う際に、自身の氏名、住所などとともに、マイナンバーを申告書などに記載することが求められる。また給与や報酬等を受け取る一般個人は、自身の氏名、住所などとともに、マイナンバーを告知することが求められる。

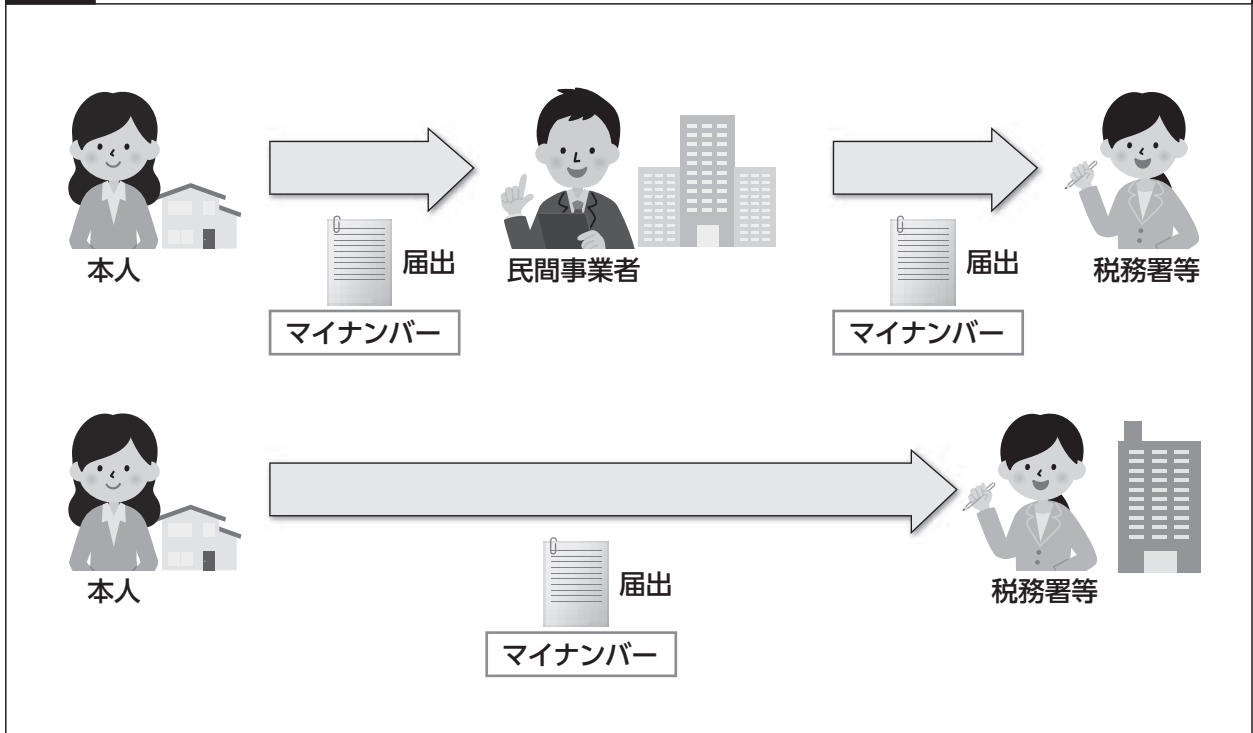
つまりマイナンバーは、一般個人たる従業員等から民間事業者へ、そして民間事業者から税務署等へ届け出られるとともに、一般個人から税務署等へ、届け出が制度上予定されている（**図表1**参照）。

弁護士がマイナンバーとかわるのは、一般個人としての立場、そして中間者たる民間事業者としての立場の両方である。

2 個人としての マイナンバーとのかかわり

マイナンバー制度は、行政機関、自治体な

図表1 マイナンバーの告知



どの官でマイナンバーを活用する制度であるため、個人がマイナンバーとかかわる場面は、さほど多いわけではない。

個人がマイナンバーに関して行うべきことは、①税・社会保障・災害対策の手続で、申告書などに、自身の氏名、住所などとあわせてマイナンバーを記載すること、②その際、本人確認書類を提示すること、の2点である。原則としてこれ以外には、特に求められる手続はない。

(1) 税・社会保障・災害対策の手続

では、マイナンバーの記載が求められる税・社会保障・災害対策の手続は何か。

税では、国税・地方税関係の申告書、例えば確定申告書などに自身のマイナンバーの記載が求められる。その際、扶養の関係で、扶養親族などのマイナンバーも記載する必要がある。また、弁護士報酬や原稿料、講演料、家賃、配当、保険料などの支払を受ける際は、これまでも、年末から翌年2月ごろをめぐり、支払元から法定調書が送られてきた。法定調書は税務署に提出されるほか、さらにも本人にも交付されることが多い。今後は、税務署提出用の法定調書に、支払元は、支払先のマイ

ナンバーを記載しなければならなくなるので、法定調書の対象となる支払を受ける場合は、支払元に、自身の氏名、住所とあわせてマイナンバーを告知する。

社会保障では、健康保険への加入、雇用保険への加入、公営住宅、生活保護その他の福祉分野などで、マイナンバーの記載が求められる。自身のマイナンバーのほか、扶養家族を健康保険に加入させる場合などは、家族のマイナンバーもあわせて求められる。

災害対策では、災害時にマイナンバーを覚えておいたり、カードを持って避難する必要はない。自治体では住民基本台帳にマイナンバーを記録するので、災害時などには、自分でマイナンバーを告知しなくても、氏名、住民票住所地などから、自治体がマイナンバーを把握することができる。したがって、災害対策の場面では、個人にマイナンバーの告知が求められることはほぼないと考えられる。

(2) 本人確認書類

マイナンバーが導入されると、本人確認の手続が楽になるという誤解もあるが、そうではない。もしマイナンバーだけで、マイナンバーの対象者自身であると判断されてしまえ

ば、自身のマイナンバーを他人に知られたら、勝手に自分自身になりすまされてしまうおそれがある。そこで番号法では、マイナンバーだけでは本人確認をできずに、運転免許証などの身分証明書によって本人確認を行うことが義務付けられている。さらに、マイナンバーは申告しさえすればよいというものではなく、自身のマイナンバーであることを確認できる資料をあわせて提示することが求められる。前者を実在確認（身元確認）と呼び、後者をマイナンバーの真正性確認と呼ぶ。

必要となる書類は、パターンによって異なる（**図表2**）。個人番号カード（マイナンバーカード）があれば、これ1枚で実在確認とマイナンバーの真正性確認ができる。個人番号カードは希望者のみに交付されるカードであるため、希望しなければ取得できない。

希望しなくても全員に配布されるカードとして、通知カードがある。これは既に簡易書留で住民票住所宛に送付されている紙カー

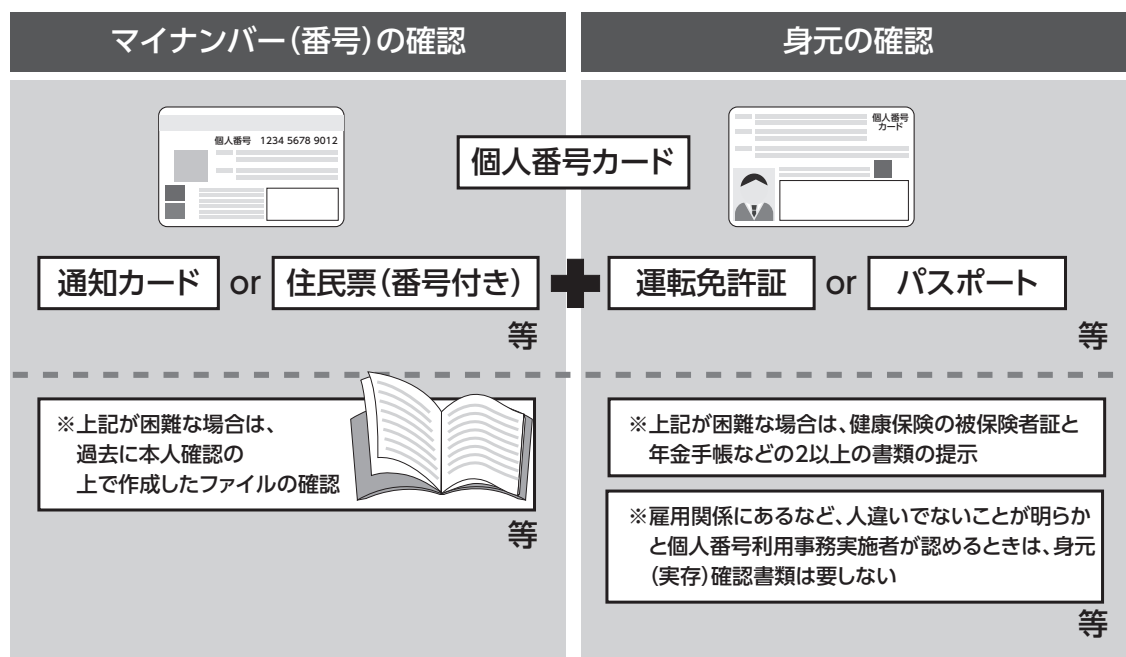
ドである。これは身分証明書にはならず、あくまで自身のマイナンバーであることを示す資料にしかならないため、通知カードを用いる場合は、実在確認のために、あわせて運転免許証などの身分証明書の提示が要求される。

通知カードを紛失し、かつ個人番号カードも取得していない場合などは、住民票の特別請求をすることで、マイナンバーが記載された住民票の写しを取得できるので、これを提示することでマイナンバーの真正性確認資料とする。さらに実在確認のために、運転免許証などの身分証明書の提示も要求される。

以上は、本人確認の基本パターンであり、これ以外にも様々な方法が認められる。例えば第二東京弁護士会では、プレプリントによる身元確認方式（番号法16条・施行規則1条1項2号・国税庁告示1-5、番号法16条・施行令12条1項・施行規則2条2号・国税庁告示4-5）を採用し、本人に、その氏名および生年月日または住所を印字した書類を送付した上で、本人

図表2 本人確認資料

マイナンバー取得の際の本人確認では、 マイナンバー(番号)の確認と身元確認を行います。



出典：内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/kojinjigyuu.pdf>

3 民間事業者としてのマイナンバーとのかかわり

が当該書類にマイナンバーの真正性確認資料（個人番号カード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し）を貼付・添付する本人確認方法を行う予定である。

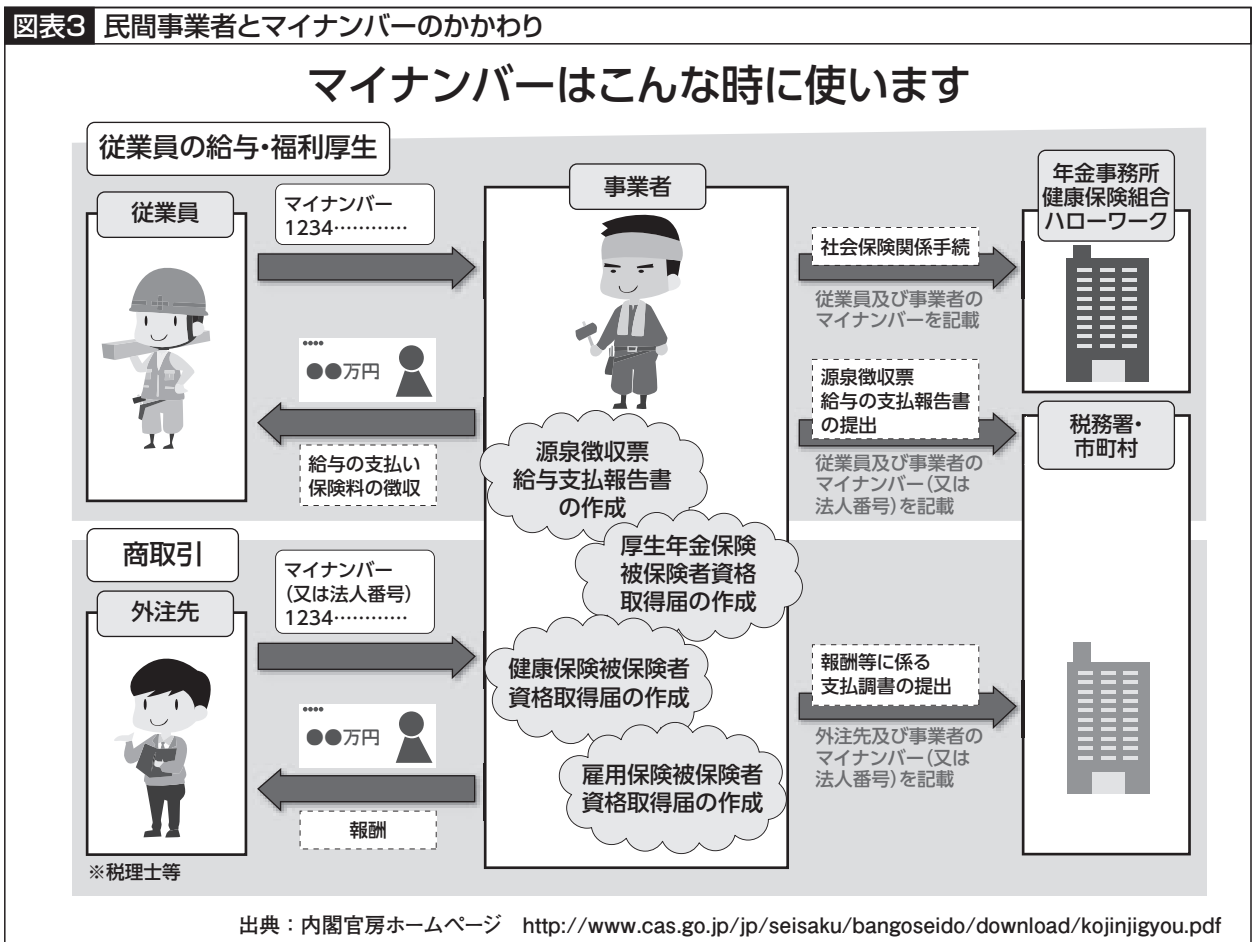
また、インハウスローヤーなどの会社員については、特例が認められている（番号法16条・施行令12条1項・番号法施行規則3条5項）。この場合は、本人確認として実在確認資料は求められず、マイナンバーの真正性確認資料のみが求められる。実在確認資料が求められないのは、雇用関係にある場合などは、採用時に本人確認が行われていれば、会社が人違いをすることは考えにくいためである。マイナンバーの真正性確認資料として、個人番号カードか通知カードかマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書のみが要求される。

民間事業者がマイナンバーに関して行うべきことは、①税・社会保障の手続で、法定調書・届出書などに、対象者の氏名、住所などとあわせてマイナンバーを記載すること（**図表3**参照）、②その際、本人確認書類を確認することである。

（1）税・社会保障の手続

マイナンバーの記載が求められる税・社会保障の手続として、税では、法定調書に対象者のマイナンバーを記載することが求められる。法定調書が給与所得の源泉徴収票であれば、給与を支払っている従業員のマイナンバーを記載する。報酬、料金、契約金および賞金の支払調書であれば、報酬を支払った弁護士、税理士、講演者、執筆者、デザイナーなどのマイナンバーを記載する。マイナンバーは、現行の税務手続とは違う手続が求められ

図表3 民間事業者とマイナンバーのかかわり



るものではなく、現行の税務手続中の情報の一項目として取り扱われる。したがって、法律事務所が取り扱うべきマイナンバーの対象者を把握するには、自身が税法に基づき税務署に提出しなければならない法定調書の対象者を確認する。具体的確認方法としては、税法を確認するか、税理士に確認することが考えられる。

社会保障では、従業員の健康保険への加入、雇用保険への加入、年金への加入などで、手続書類などへ従業員とその扶養家族のマイナンバーを記載することが求められる。社会保障分野でも、マイナンバーは、現行手続とは異なる手続が求められるものではなく、現行手続中の情報の一項目として取り扱われるものである。したがって、これまで行ってきた社会保障手続のいくつかにおいて、マイナンバーを取り扱っていくことになる。具体的には、手続様式にマイナンバー欄が記載される予定であるので、様式に従っていく。

災害対策は、民間事業者での手続が想定されないことから、災害対策のために民間事業者がマイナンバーを取り扱うことはほぼない。

(2) 本人確認書類

マイナンバーを本人または代理人から取得する際は、原則として本人確認が義務付けられる(番号法16条)。したがって、上記の本人確認書類を確認することが求められる。

4 弁護士事務所と法人番号

番号制度というと、個人に対して付番されるマイナンバー(法律上の正式名称は「個人番号」という。)に注目が集まりがちだが、法人に対して付番される法人番号も存在する。

法人番号は、税の場面で、給与・報酬等の支払者が法人である場合などに、商号などとあわせて記載する。弁護士事務所のうち、民法上の組合には、法人番号は付番されない。「人格のない社団等(番号法58条1項)」に該当すれば、法人番号が付番されるが、人格のない社団等に該当するためには、①団体としての組織を備えていること、②多数決の原則が行われているこ

と、③構成員が変更しても団体そのものは存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることが必要である(番号法逐条解説110ページ参照、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/chikujou.pdf>)。

5 弁護士としてのマイナンバーとのかかわり

弁護士が弁護士業務でマイナンバーを取り扱うことは、きわめて例外的である。

例外的にマイナンバーを取り扱う場合として、例えば、番号法違反の刑事事件、マイナンバーの不正取扱いにかかる民事事件、個人情報保護委員会に対する行政対応事件などで、「マイナンバー自体」を証拠とする必要がある場合が挙げられる。

これに対し、一般の事件処理のためには、マイナンバー自体を証拠とする必要がないので、マイナンバーを取り扱うことはできない。これは番号法上、マイナンバーの利用範囲が限定されていることによる(番号法9条)。証拠として住民票の写しを取り扱う場合、源泉徴収票を取り扱う場合等は、マイナンバー自体は立証に必要ないと考えられるので、仮にマイナンバーが記載された住民票の写しや源泉徴収票を依頼者が提示してきた場合は、マイナンバー部分を墨塗りして受領するようにする。

もっとも、住民票の写しに必ずマイナンバーが記載されるわけではなく、住民票コードと同様に、特別請求がなければマイナンバーは記載されないため、マイナンバーが住民票の写しに記載されている場合は少ないものと考えられる。また源泉徴収票には、税務署に提出されるものにはマイナンバーが記載されるものの、本人に交付されるものにはマイナンバーが記載されない。通常は、マイナンバーが記載された源泉徴収票を入手する場面はないと考えられる。但し、税務署や民間事業者に特定個人情報の開示請求をした場合は、マイナンバーが記載された源泉徴収票等が開示されるため、これにより入手した源泉徴収票等にはマイナンバーが

記載されるので、注意を要する。

破産管財においても、必ずしもマイナンバーを取り扱うわけではなく、税分野での法定調書作成のため、社会保障分野での行政手続のために必要があれば、その範囲内でマイナンバーを取り扱っていくことになる。

6 今後のマイナンバーの活用

マイナンバーの利用範囲は、番号法上厳格な制限があるため、現時点では以下のためのマイナンバーの利用は禁止されている。もっとも番号法は平成30年を目途に改正が予定されているので、改正に向けて、弁護士業務にマイナンバーを活用していく検討をすることは十分に考えられる。

(1) 民事執行での債務者財産の特定

例えば、民事執行における債務者財産の特定に、マイナンバーを活用することが考えられる。民事執行実務では、苦勞して勝訴判決を得ても、債務者財産を把握できないために強制執行が功を奏さない場合があり、かかる状況を改善し権利実現の実効性を確保するため、2003年の担保・執行法改正の際に、財産開示手続と第三者照会手続の導入が議論された。財産開示手続（民事執行法196条以下）は債権者の申立てにより裁判所が債務者にその財産を陳述させる制度である。2003年の担保・執行法改正に伴い導入されたものの、十分に活用されているとは言えない現状にあり、日弁連等は改正を提言している。

第三者照会手続は、裁判所等が債務者財産について第三者に照会する制度であり、2003年の担保・執行法改正の際に導入が見送られたものの、日弁連等は第三者照会手続導入のための法改正を提言している。

第三者照会手続が民事執行法の改正によって導入されれば、その際、マイナンバーを活用することで、さらなる効果が期待できる。マイナンバーは税分野で利用されるため、様々な財産情報と結び付く。

例えば、税法上、法定調書の提出義務者で

ある給与支払元、証券会社・株式会社、保険会社等は、マイナンバーや法人番号が何番の誰に対していくら支払ったか管理しておく義務が生じるため、マイナンバーや法人番号を活用し、法定調書の提出義務者に照会することで、債務者が法定調書の提出義務者に対して保有する債権を特定することができる。また法定調書には、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」があり、これは不動産や20トン以上の船舶、航空機等の譲受けの対価の支払をする者に提出義務が課されていることから、債権のみならず債務者の所有不動産や動産の特定に資することも考えられる。

さらに、道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、固定資産税、市町村民税、軽自動車税等といった地方税においてもマイナンバーが取り扱われることから、地方税当局たる都道府県および市町村にマイナンバー・法人番号で照会すれば、債務者の所有不動産、自動車、軽自動車などを把握できることが考えられる。

もっとも、債務者財産の特定において一番期待される銀行預金については、マイナンバーによる特定効果があまり期待されない。なぜなら、銀行預金とマイナンバーが紐づけ可能になるのは、平成30年を目途とされており、またマイナンバーを個人が銀行に告知するのは、義務ではなく、任意とされているためである。今後、義務化される可能性自体はあるものの、すべての既存口座全般とマイナンバーが紐づけられるには、相当の時間を要することが考えられる。

このようにマイナンバーによる財産特定には限界があるものの、マイナンバーが第三者照会制度で活用されれば効果的であると考えられるため、平成30年の番号法改正に向けて、第三者照会制度の導入のための法改正とあわせて、マイナンバーの活用についても議論していくべきであるとする。なお、第三者照会制度におけるマイナンバーの活用の詳細については、拙稿「番号制度と弁護士業務—民事執行・消費者被害等への活用のために」（自由と正義2014年Vol.65 No.9）を参照されたい。

■